

【報告】飯舘村長泥・蕨平田畑集団申立てで東電が回答期限の無期限延期を要求

2017.3.9

2017.2.20 付けニュースでお伝えしましたように、飯舘村長泥・蕨平の住民72世帯77名が申し立てた、田畑の財物損害の東京電力基準以上の賠償を求める集団申立てで、平成29年2月14日、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」）が、東電基準を上回る和解案（和解金額は和解案が提示された71世帯合計で約1億8754万円）を提示し、回答期限を3月14日と指定していました。

ところが、東京電力は、平成29年3月8日付けで上申書を提出し、センターの和解案について、不動産鑑定に関する専門的な見地から検討する必要があるため、今後、専門家の意見の徴求を含めた検討を行うことが必要であるため、回答期限の3月14日までに和解案の諾否に関する回答を行うことは困難であるとし、回答時期の目処については、分かり次第連絡すると上申しました。

しかし、センターが2月14日の進行協議期日で和解案の提示と理由の説明を行ってから、回答期限の3月14日まで、1か月間の時間の余裕があったのであり（通常の案件では和解案の回答までの検討期間は2～3週間です）、東京電力は、この間に不動産鑑定士に意見を求めることも十分できたはずで

す。東京電力は、国から資金援助を受けるにあたり政府に提出した新・総合特別事業計画中の「3つの誓い」の中で、センターから提示された和解案を尊重するとともに、和解仲介手続の迅速化に取り組むと誓約していますが、センターから指定された回答期限を軽視し、安易に回答期限の無期限延期を求めるに等しい今回の対応は、かかる誓約に反するものと言わざるを得ません。

当弁護団は、東京電力に強く抗議するとともに、センターに対し、東京電力のこのような対応を許すことなく、再度回答期限を明確に設定し、和解案の受諾を勧告するように求めていきます。

本件についての問い合わせ先：

原発被災者弁護団 事務局次長 弁護士 秋山直人（03-3580-3269）